

復興大臣

根本

匠様

原子力災害からの早期復興の  
実現に向けた国への意見書

平成 25 年 3 月 21 日

郡山市議会議長

大内嘉明

世界で例を見ない未曾有の大災害である東京電力福島第一原子力発電所事故から、早くも2年が経過しようとしているが、事故収束や十分な損害賠償も遅々として進まず、多くの市民は、放射能による健康への不安や風評被害に苦しめられている。

この間、本市では、市民が一日でも早く元の生活を営むことができるよう、ふるさと再生除染実施計画に基づき、一般住宅の除染を本格的に実施するなどさまざまな対策を講じてきた。

こうした中、本市議会としても、市民生活の再建や地域経済の復興に必要な損害賠償という非常に重要な課題を審議するに当たり、市内の各種団体から損害賠償に関する要望はもとより、安全・安心対策等に関する意見を聴取し、度重なる審議をした結果、市民の生命、財産を守るためには、これまで以上の支援策が必要であるとの結論に至った。

国はこうした状況をしっかりと受け止め、国策として原子力政策を推進してきた責任のもと、被害者の視点に立ったきめ細かな復興のための施策を早急に講じるべきである。

よって、国においては、次の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 全ての市民が原発事故に対する完全な賠償を受けることができるよう新たな賠償指針の策定を早急に行うこと。
- 2 現在の損害賠償の算定基準は、被災地の現状とかけ離れたものであることから、それら基準の見直しを早急に行うこと。
- 3 賠償事務への事務費や人件費等、対象範囲を拡大するとともに、不公平な賠償とならないよう市民にも分かりやすい明確な基準を策定すること。
- 4 支払いを受けた損害賠償金については課税対象外とすること。
- 5 賠償金算定について、損害実態に即した新方式を構築すること。構築にあたっては、営業拡張や企業努力により生じた利益等は、賠償額算定から控除すること。
- 6 風評被害を含む原発事故に起因する全ての賠償に対し、早急に仮払いを行うとともに、完全な賠償を行うこと。
- 7 事業所等においては、原発事故の影響により甚大な損害を被っており、経営悪化を阻止するため、販売価格の値引きや代替品等で対応するなど、様々な企業努力、自助努力を行っていることから、それらに要した費用についても損害賠償の対象とすること。
- 8 各自治体から出荷自粛の要請があった農畜産物等に対しても損害賠償の対象とすること。
- 9 農業協同組合を通さずに農産物を直接販売している個人農家や直売所は、原発事故による損害を証明することのできる書類等が存在しない場合が多いため、請求自体が困難であることから、それら農家や直売所を救済するための措置を講じること。
- 10 原子力災害により被災を受けた自治体は、市民の安全安心のため原子力災害対策に関連する事業を実施していることから、これら原子力災害対策に関連する事業についても財政措置をはじめ、各種支援を行うこと。

- 11 除染については、当該事故の原因者である東京電力株式会社と、国策として原子力政策を推進してきた国が責任を持って対処すべきであることから、個人や事業所等が放射線からの自己防衛のために行った自主的除染の費用についても財政措置を講じること。
- 12 除染に関しては、各自治体において独自の手法により実施していることから、これら除染の結果を総合的に検証し、統一的な除染の実施方針等を早急に策定すること。
- 13 除染作業により発生した放射性廃棄物の処分については、本来、国の責任のもとなされるものであるため、中間貯蔵施設や最終処分場の方針を明確にし、早急に設置すること。
- 14 山林等の除染は、未だに先行きが不透明であり、植林ができず森林荒廃が進んでいることから、具体的な除染方針及び効果的な除染技術を早急に確立し、全山林等を対象とした除染に早急に着手すること。
- 15 放射性物質により汚染された農業系汚染廃棄物については、具体的な処理方法等を示し必要な支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。